

JA福岡市東部

年金受給者

JAで年金を受け取ると
うれしい特典が
たくさんあります!!

特別金利定期貯金

店頭金利と
比べると

50倍!

平成30年3月19日現在
年0.01%

取扱期間 平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)

おひとり様通算
900万円分

0.1%

年

(税引後 年0.079%)

おひとり様通算
100万円分

0.5%

年

(税引後 年0.398%)

100万円を
3年間お預け入れの場合

店頭金利 0.01%
(平成30年3月19日現在)

238円(税引後)

年金受給者
特別金利定期貯金 0.5%

12,037円

(税引後)

JAバンクのキャッシュカードは、セブン銀行、
ローソンATMやイーネットATM等の
コンビニATMでもご利用いただけます。

金融機関等	お取引 内容	ご利用手数料		
		平日※ 8:45～18:00	土曜日※ 9:00～14:00	その他時間帯※
JAバンク	入出金	無料	無料	無料
セブン銀行 イーネットATM ローソンATM	入出金	無料	無料	108円

※稼働時間はATMにより異なります。ATM稼働時間であっても、JAバンクのキャッシュカードによるお取引が出来ない場合がございます。詳しくはお取扱のJA、またはご利用ATMの掲示等でご確認ください。
※イーネットATMはファミリーマート、ポプラ等に設置されています。またコンビニエンス・ストアの一部店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合がございます。詳しくはご利用のATMの掲示等でご確認ください。

年金感謝デー

期間中、窓口へご来店ください。

素敵な商品を **プレゼント**

年3回

- 平成30年 6月15日～平成30年 6月21日
- 平成30年10月15日～平成30年10月19日
- 平成31年 2月15日～平成31年 2月21日

誕生日のお祝い

毎年プレゼントを
ご用意
しており
ます!!



グラウンドゴルフ大会

グラウンドゴルフ
大会のご案内を
しております。

※詳しくは窓口まで
お問い合わせください。

いずれかひとつでも
ご利用いただけます

国民・厚生
年金

共済
年金

農林
年金

障害
年金

遺族
年金

企業
年金

ご変更のお手続きはおハガキ1枚でできます!

※年金の種類によっては手続きが異なる場合があります。
詳しくは窓口までお問い合わせください。

JAはどなたでもご利用いただけます。

組合員とは…

福岡市東区・博多区にお住まいの方はどなたでもご加入いただけます。
1,000円のご出資をしていただくことでご加入できます。出資金は、脱退時
には返金になります。詳しくは、窓口にお尋ねください。

※ご利用に際しては、事前にお近くのJAにお問い合わせ下さい。

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>「ゆとり定期貯金」

(平成30年4月2日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期貯金（単利型） （愛称：特別金利定期貯金「ゆとり定期貯金」）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 当JAで公的年金をお受取りされている方 当JAで公的年金を新たにお受取りされる方 他金融機関から当JAへ公的年金の受給を変更される方 55歳以上の方で当JAに公的年金のお受取りをご予約された方 <p>※①予約カードの記入 ②普通貯金の口座開設 ③年金定期便の写し以上3点が必要です。</p>
期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年、2年 ※年金予約の方は1年のみ 自動継続（元金継続または元利金継続）として取り扱います。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 (受給者) お一人様あたり 10万円以上1,000万円以内 (年金予約者) お一人様あたり 10万円以上500万円以内 一口 10万円以上 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 お利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） 預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が1か月以上2年以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ③ 1年以上2年未満 約定利率×70% ただし、②から③までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われているこ

	とがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または総務部コンプライアンス課（電話：092-621-4689）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】（電話：092-711-3855）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部コンプライアンス課またはJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・「ゆとり定期貯金」の取扱期間は平成30年4月2日（月）～平成31年3月29日（金）までとします。 ・JA福岡市東部限定の商品として、次のようにお取り扱い致します。 【特典】 （受給者） 預入金額 100万円以内 0.5%（税引前） 上記金額を含め1,000万円以内 0.1%（税引前） （予約者） 預入金額 500万円以内 0.1%（税引前） 商品内容については、上記お取扱期間中であっても今後の金融情勢等により変更となる場合や、お取り扱いを中止する場合があります。 ・契約は年金受取口座または予約頂いた店舗に限定させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A福岡市東部

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜複利型＞「ゆとり定期貯金」

(平成30年4月2日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期貯金（複利型） （愛称：特別金利定期貯金「ゆとり定期貯金」）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 当JAで公的年金をお受取りされている方 当JAで公的年金を新たにお受取りされる方 他金融機関から当JAへ公的年金の受給を変更される方
期 間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 3年、4年、5年 自動継続（元金継続または元利金継続）として取り扱います。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 お一人様あたり 10万円以上1,000万円以内 一口 10万円以上 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。 一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。ただし10万円を下回る場合の一部支払いはできません。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 お利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が3年の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (2) 約定した預入期間が3年超4年以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%

	<p>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%</p> <p>⑤ 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>⑥ 3年以上4年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(3) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>③ 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>④ 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50%</p> <p>⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>・苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または総務部コンプライアンス課(電話:092-621-4689)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】(電話:092-711-3855)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部コンプライアンス課またはJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】にお申し出ください。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター (電話:092-741-3208) 北九州法律相談センター(電話:093-561-0360) 久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)</p>
その他参考となる 事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>・「ゆとり定期貯金」の取扱期間は平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)までとします。</p> <p>・JA福岡市東部限定の商品として、次のようにお取り扱い致します。</p> <p>【特典】</p> <p>預入金額 100万円以内 0.5%(税引前)</p> <p>上記金額を含め1,000万円以内 0.1%(税引前)</p> <p>・商品内容については、上記お取扱期間中であっても今後の金融情勢等により変更となる場合や、お取り扱いを中止する場合があります。</p> <p>・契約は年金受取店舗に限定させていただきます。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。